

長野県宿泊税活用部会の設置について

観光スポーツ部山岳高原観光課

1. 宿泊税活用部会の設置について

宿泊税を活用して実施する事業の内容及び目標の策定、事業の実施状況等の検証及び評価の実施に当たって意見を聴取するため、長野県附属機関条例（令和2年3月19日条例第3号）第7条の規定により、長野県観光振興審議会に宿泊税活用部会を設置したい。

○長野県宿泊税条例（抜粋）

第21条 知事は、毎年度、あらかじめ、宿泊税をもってその経費の財源とする事業（以下この条において「事業」という。）の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、長野県観光振興審議会の意見を聴くものとする。

○長野県附属機関条例（抜粋）

第7条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

2. 宿泊税活用部会構成メンバー（事務局案）

部会に属すべき委員及び専門委員は、審議会委員の皆様の意見を踏まえて会長が指名する。部会長は、検討部会に属する委員等が互選する。

氏名（敬称略）	役職名等（その他所属等）	分野	専門委員
矢ヶ崎 紀子	東京女子大学 現代教養学部国際社会学科教授	学識経験者	
山田 雄一	公益財団法人 日本交通公社 観光政策研究部長	学識経験者	
小林 史成	アルピコ交通株式会社 代表取締役社長	観光関係事業者 （交通）	
白澤 裕次	株式会社阿智屋神観光局 代表	観光関係事業者 （観光全般）	○
斎藤 宗治	長野県旅館ホテル組合会 副会長 （斎藤ホテル）	観光関係事業者 （宿泊）	○
和田 寛	株式会社ズクトチエ 代表	観光関係事業者 （観光全般）	○
金子 ゆかり	長野県市長会 経済部会長 （諏訪市長）	市町村	
峯村 勝盛	長野県町村会 産業経済部会長 （飯綱町長）	市町村	
丸山 俊郎	独自課税市町村 代表 （白馬村長）	市町村	○

○長野県附属機関条例（抜粋）

第8条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

3. スケジュールについて

令和7年度中に3回程度開催予定。（第1回目の開催は、5～6月を予定）